

# 子どもの学習支援・居場所づくり 活動者ハンドブック



平成28年3月  
滋賀県  
社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会

# 目次

目次	1
子どもの学習支援・居場所づくりって何？	2
「私は何をしたらいいの？」～活動者のポイント～	3
①「どんな関わり方ができる？」	3
②「子どもから相談やSOSがあった。どうしたらいいの？」	5
③「やってはいけないことって何ですか？」	7
④「一番大事なことは？」	9
滋賀県内の取り組み一覧 (生活困窮者自立支援事業における子どもの学習支援事業)	10

## 子どもの学習支援・居場所づくりって何？

### 「子どもの貧困」と

### 生活困窮者自立支援制度における子どもの学習支援事業

#### 「子どもの6人に1人が貧困状態にある」

厚生労働省が平成26年7月15日にまとめた「国民生活基礎調査」によると、平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」が、平成24年に16.3%（およそ6人に1人）となったことが分かりました。その状況で暮らす子どもたちの中には、様々な機会の不利から、学力をつけられなかったり、将来に夢や希望を見出せずにいたり、そもそも生きていくうえでの意欲すら失われている場合も少なくないことが分かってきました。

（参考）滋賀県における子どもの貧困、孤立の状況に関するデータ

- 子どもの就学援助率 12.69%（およそ8人に1人）（平成25年）
- 児童虐待相談件数 5,943件（平成26年）

#### 生活困窮者自立支援としての子どもの学習支援事業の拡がり

子どもの貧困の大きな要因は、現在社会に広がっている生活困窮、社会的孤立の問題です。平成27年4月に施行された「生活困窮者自立支援法」では、各自治体において、必須事業の「自立相談支援事業」や「住宅確保給付金」の他にいくつかの任意事業が位置づけられました。そのうちの一つが「子どもの学習支援事業」です。この事業は子どもへの学習支援を通して「貧困の連鎖」を防ごうとすることを目的としています。学習する空間（場）や支援者（大人）との関係性が、子どもにとって安心できる居場所となっています。

このことを大切に、「子どもの学習支援事業」は「子どもの学習支援・居場所づくり活動」として取り組むことが必要です。

#### 子どもの学習支援・居場所づくり活動の目的



子どもの学習支援・居場所づくり活動には、子どもに勉強を教えて学力向上・志望校への進学につなげる目的もありますが、上記の通り様々な目的があります。要するに、**子どもたち一人ひとりの健やかな育ちや学びを支えるための取り組み**であるということです。

その他、支援者としては、「子どもを通して家庭の支援につなげたい」「多様なボランティアの活躍の場にしたい」等という思いもあります。

## 「私は何をしたらいいの？」～活動者のポイント～

1

私にどんな関わり方が  
できるかな？



子どもの学習支援・居場所づくり活動は、2ページに記載したとおり、子どもたち一人ひとりの健やかな育ちや学びを支えるための取り組みです。

もちろん、勉強を教えたり、子どもたちの学力向上や志望校進学をサポート、それを通して子どもの自己肯定感を高められることも大事ですが、何よりも多様な大人が多様に関わることも自体にもとても意味があります。例えば・・・



私はバリバリの勉強担当。  
学力が伸びたら嬉しいけど、子どもたちの「できる」「分かる」をたくさん見つけてあげたいですね。  
高校生になって、つまずいて学校を辞めたくなくなったとか、そんな時にまた顔を出してくれたら嬉しいな。

私の役割は子どもにあいさつ等のマナーを教えることかな。最初は一方的だったけど、そのうち子どもからもあいさつしてくれるようになって、嬉しかったな。

行き帰りも無事に家まで帰れるよう見守っています。今度は昔ながらの遊びも教えてあげようかな。



このように、子どもに勉強を教えるだけではなく、子どもが社会性を身に付けたり、その地域のことを教えたりするような関わり方もあります。

また、「勉強を教えることは苦手・・・」という人であっても、自分の強みを活かして子どもたちと関わるすることができます。



私は勉強は教えられないけど、毎回おにぎりをつくってあげています。お腹をすかせて来る子どもが多いので、しっかり腹ごしらえをすることで子どもたちの意欲が高まったらいなと思っています。

この子どもたちへのおにぎりづくりが、今では私の生きがいの一つになっています。

僕も勉強を教えるのは苦手ですね。

僕自身も勉強が苦手だったから、勉強が苦手な子どもの気持ちに寄り添えるのかな。まずは仲良くなって、悩み事とかを色々聞いてあげたいですね。季節イベントもあまり体験したことがないみたいだし、色々な企画をしたいですね。



## ポイント

### 多様な「あなたらしい」関わり方を

子どもは多様な大人との出会いを通して、人の温かさを知ったり、「こんな大人になりたいな」という将来像を描いたり、生きていくうえで必要な力を学んでいきます。「あなたらしい」関わり方をしていただくことが、子どもたちの育ちや学びを支えるためには大切です。

## 「私は何をしたらいいの？」～活動者のポイント～

②

子どもから相談やSOSがあった。どうしたらいいの？



子どもの学習支援・居場所づくり活動に参加する子どもたちの中には、色々な背景から、関わる中でふとした相談が出てくることも少なくありません。例えば・・・



勉強も分からないけど、行きたい高校も分からない。  
将来なりたい仕事もない。

行きたい高校は決まったけど、入学金とか授業料  
とか、お金のこと心配。



家に帰りたくない・・・  
学校に行きたくない・・・

具体的な相談もあるかもしれませんが、ポツリと漏らすような相談もあるかもしれません。また、自分の困っていることを不安そうに語ることでできる子どももいますが、それをうまく表現できなくて、まるで困っていないように見える子どもも少なくありません。

## 「具体的な相談があった」

### 「これはもしかしたら子どものSOSかもしれない」

そんな時は、一人で抱え込まず、この事業を担当している市役所・健康福祉事務所や社会福祉協議会等の担当の職員さんに相談しましょう。



子どもの中には、将来に希望をもてずにいる場合もあります。しかし、子どもは様々な大人と関わることで、将来のイメージや希望を膨らませることができます。

一人の大人として、仕事の話とか生きがいの話とかをしてもらえると、子どもも将来のことを語りだすかもしれませんね。

高校や奨学金等の情報は私にお任せください！  
教育や福祉の制度の中で、サポートできるものがあるかもしれません。



家庭や学校で何かあったのかもしれませんね。  
担当の職員と調整し、家庭や学校での様子をうかがってみます。



## ポイント

### 相談、SOSと感じたら何でも職員さんに相談

この事業は、担当課や事業を受託している団体だけで実施しているのではなく、部署横断的に様々な支援者との連携により実施しています。この連携の中で情報を共有しながら、参加している子どもだけでなく、その家庭の暮らしのサポートも考えて取り組んでいます。「恋の悩み」等ありふれた相談もあるかもしれませんが、気になったことは何でも職員さんに相談してみましょう。

### その「気づき」がポイント

そもそも「もしかしたら困っているのかもしれない」「悩んでいるようだ」という「気づき」自体がとても大事なことです。日々のアンテナでキャッチしたことが、子どもや家族にとって大きな救いになります。

## 「私は何をしたらいいの？」～活動者のポイント～

③

やってはいけないことって  
何ですか？



これも、活動者が最初に気になることかもしれません。例えば・・・



子どもと写真を撮ってもいいですか？

子どもが問題を起こしたときに、厳しく注意しても  
よいだろうか？



あるいは、関わっていく中で子どもたちから様々な問いかけがあり、  
「どうしたらいいだろう」と悩む場面も出てくることでしょう。例えば・・・



メールアドレス、携帯の電話番号教えてよ

今度二人で一緒にご飯行かない？  
映画に連れて行ってよ





子どもの学習支援・居場所づくり活動は、活動者にとっても子どもと色々な関わり方ができる取り組みです。活動者がそれぞれの魅力を発揮することで、よりよい取り組みになることは言うまでもありません。

しかしながら、子どもやその家族の権利を守るためや、活動者に安心して支援していただくために、いくつかの配慮やルールがあります。例えば・・・

#### （個人情報の保護について）

- ・子どもの名前その他個人を特定できる情報を口外したり、メモや手紙などに書いたり、インターネット上で公開したりしない。
- ・子どもや活動の様子を写真、動画、録音などで記録に残さない。

#### （子どもと私的な関係を結ばないことについて）

- ・子どもと活動の場以外で個別に会わない
- ・子どもと連絡先を交換したり、インターネットや携帯電話等端末のアプリ等で交流しない
- ・子どもとお金やものの貸し借りをしない

#### （子どもへの注意の仕方等について）

- ・子どもに故意に触れたり、暴力・暴言をしない

等

「これをやってよいのだろうか?」「この方が子どもにとって良い気がする」等、色々な葛藤や思いもあると思いますが、まずは職員に相談をしてください。例えば上記の「子どもと私的な関係を結ばないこと」については、子どもやその家族と活動者の間で個別なトラブルが生じることを防ぐためのルールです。

また、注意の仕方も難しいと思いますが、子どもが誰かを傷つけたり、社会に反することをしたとき等は、ひとりの大人として注意をしていただければと思います。ただ、大人に話を聞いてもらえていなかったり、暴力的な関わりをされてきた子どももいるので、頭ごなしに注意をするのではなく、まずは子どもの話を丁寧に聞いていただけるとあり



### ポイント

上記のルールや配慮はあくまで例ですが、いずれにしても「子どもやその家族の権利を守ること」がベースにあります。まずは、子どもたちが安心して安全に参加できるような配慮をしながら活動をしましょう。

## 「私は何をしたらいいの？」～活動者のポイント～

4

「一番大事なことは何ですか？」



2ページにこの活動のいくつかの目的を記載しましたが、何よりも大事なことは、

子どもたち一人ひとりの健やかな育ちのために  
「子ども一人ひとりと大事に関わること」  
「みんなで一人ひとりの子どもを大切に育てること」

このことに尽きます。

少子化が進んでいる今、子どもたち一人ひとりが地域の宝です。

経済的な困窮状況に関わらず、学校に行きづらくなっている子ども、将来に夢や希望を持たずにいる子ども、ひとりぼっちで毎日を過ごしている子ども、非行や問題行動を起こしてしまう子ども・・・そんな子どもたちは少なくありません。

この活動で、子どもたち一人ひとりにスポットライトをあてて、みんなで一人ひとりを大切に育てていくことが大事です。そして子どもたちにとっては、様々な大人に見守られて安心して参加できる居場所となる、そんな活動にしていきたいと思います。

一人の子どもに複数の大人で関わるようにしています！

押しつけではなく、一人ひとりの夢や目標をまずは応援してあげたいな。

一人ひとりのペースを大事にしています。来てくれるだけで嬉しいですから。



## 滋賀県内の取り組み一覧

(生活困窮者自立支援制度における子どもの学習支援事業)  
※平成28年度実施予定含む

滋賀県では、この子どもの学習支援事業が、12市1町に広がっています。  
興味・関心のある方はぜひともお問い合わせください。

市 町	担当課（平成27年度）	問合せ先（電話番号）
大津市	生活福祉課（中3学習会）	077-528-2743
	福祉政策課（トワイライトステイ、 寺子屋プロジェクト）	077-528-2740
彦根市	社会福祉課	0749-23-9590
長浜市	社会福祉課	0749-65-6519
近江八幡市	福祉政策援護課	0748-36-5583
草津市	社会福祉課	077-561-2361
守山市	健康福祉政策課	077-582-1123
栗東市	社会福祉課	077-551-0490
甲賀市	生活支援課	0748-65-0735
野洲市	市民生活相談課	077-587-6063
湖南市	住民生活相談室	0748-71-2370
高島市	社会福祉課	0740-25-8120
東近江市	福祉総合支援課	0748-24-5641
日野町	滋賀県東近江健康福祉事務所	0748-22-1254

# 子どもの学習支援・居場所づくり 活動者ハンドブック

子どもの学習支援・居場所づくり活動者ハンドブック

平成 28 年（2016 年）3 月発行

【発行者】 滋賀県・社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会

【問合せ】 社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会

〒525-0072 滋賀県草津市笠山七丁目 8-138

TEL: 077-567-3921 FAX: 077-567-5160